成海 十及四の 四年十一月二十七〇八代海等を再出 一月二十九日法律の等を再生するな 律た 作第百二十号) ための特別措置に に 関

最終改正 : 平成二三年八月 日 法律 第 九

七

뭉

注 傍 線 派は二三 一年改 正 部 分を示

民がひとしく享 及び八 極興に関し実 有明海及び

四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直統三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる る直線 及び 陸岸によ 0 7 囲 ま れ 面 、 う。

- 2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸 に ょ 0 囲 れ た海面をい . う。
- 五 鹿児島県長島神崎鼻から鵜瀬鼻に至る直線四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直

 - 至る直
- 3 橘湾(長崎県野母崎から樺島南端に至るこの法律において「有明海及び八代海に隣 接する とは、 掲 げ る海 面 を
- 至る直 線並びに陸岸によって囲まれた海面をいう。) から樺島南端に至る直線、 同地点 点から熊本県四季咲岬 灯台に至る直線及び熊本県天神 山 か 6 長 崎 県 瀬 詰 崎
- 岸によって囲まれた海面をいう。

から築ノ島東端に至る直 熊本県天草市牛深町周

線辺

同地点から鹿児島県長島大崎に至る直線及び同

の海面

熊本県天草下

島

魚 質崎

から

牛深大島灯

台に

至る直

線

同

地

点

か . ら片

島 Щ 頂

に

. 至る

直

同

地

地点から熊本県天草下島台場ノ鼻に至る直線並び

- 4 この 法 法 律 に に 7 「関係県」とは、 明 海 及 び 八 福岡 海 等 県、 とは 1賀県、 有 明 長崎県、 海 及び 熊本県、 海 並 び 大分県及び鹿児島県をいう。 有 明 海 及 び 海 隣 接 す る 海 面 を
- 6 5 該 海域 この 法 に 律 お に け において「指定地4において「関係県」 る水 産 資 源 \mathcal{O} 口 復等 域」とは、 に よる漁業 関係県 0) 振 の佐 市町 興 に 村の区域のうち、 関 でする 施 策 を 講 ずべき地 有明海及び八代 域 で次条第 海 等 \mathcal{O} 項 0 海 域の 規 定 に 環 より 境 0) 指 保 全若 定さ しく れ たも は 改善又 0) う。 は 当

地 域 0) 指

第三条 指定地 域は、 主 務 大臣 が、 関 係県 \mathcal{O} 申 . 請 に 基 一づき、 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長に協 議 して指 定 するものとする。

- 2 関係 県 は、 前 頭の申請をしようとするときは、 あらかじ しめ、 関係 市 示しなければならない。町村に協議しなければなら
- 3 主務 大臣 は、 第一 項の指定をしたときは、 その旨及びその区 域 を公公
- 項 0) 規 定 は、 指 定地 域 \mathcal{O} 変更に つ 7 7 準 用 する。

本方 針

第

兀 んめなけ 等に による漁業の振興に主務大臣は、有明 ればならない。 有明 に 関海 する 及 び 八 施 策を 代 2海等の: 推 進するため、 海域 0) 特 性 に応じ 有 明 海 た当該 及 び 海域 海 \mathcal{O} 等 環境 0 再生 0) 保全及び改善並びに当該 に 関 する基 本方針 (以 下 海 「基本方針」という。) 域に お ける水産資源 0 を回

- 2 基本方: 針に お V 、ては、 事項を定めるもの とする。
- 針 有 明 海 及 び 八 代 海 等 の次に 域の環境 境 \mathcal{O} 保全及び改 善 並 び に 当該 海 域 に お け る 水 産 資 源 \mathcal{O} 口 復 等 ょ る 漁 業 0) 振 興 に 関 す る 的 な
- 次条第 項 0 県 計 画 \mathcal{O} 項

3

- ならな 主務 大臣 は、 基本方針 を 定めようとするときは、策定に関する基本的な事 あ 5 か じ め 関 係県 0) 意見を 聴くととも 関 係 行 政 機 関 \mathcal{O} 長 に 協 議 な け れ ば
- 4 主務大臣 は、 基本 方 針 を定め たときは、 遅滞 なく、こ れを公表するととも に、 関 係 県 に 通 知 L な け れ ば な 5
- 5 大臣は、 情勢の推移により必 要が生じたときは、 基本方針を変更するもの とす る。

計

6

項

及

び

第

四

項

0)

規

定

は

基

本

方

針

0)

変更に

っい

て準

用する。

第 Ŧī. \mathcal{O} 環 条 という。)を定めるものとする。 \mathcal{O} 関係県は、 保全及び改善並びに当該 基本方針に基づ き、 海 域 当 に お該 関係 け る水 県の 産資 区 源 域 内 0) 回 \mathcal{O} 指 復 等 定 地 に 域に よる漁 つい 業の て、 振 興 有 E 明 関 海 及び L 実 施 八 すべき施 代 海 0 策に 海 域 関 \mathcal{O} はする 特性 計 応じ 画 (以 下 た当該 海 計域

2 県計 画 いては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 有 有 水項明 明 海海 及び 及 び 八 海 等 等 \mathcal{O} 海海 域 域 \mathcal{O} 環環 境境 \mathcal{O} 保保 全全及及 びび 改改 善善 並並 びび にに 当 当 該該 海海 域 域 にに おお けけ る水 産産 資資 源源 のの 回回 復 復 等 等 にに ょ ょ る漁 る漁 業 業 のの 振 振 興興 のに た関 す 8 る \mathcal{O} 方 次 に 掲 げ
- \mathcal{O} 保 に す る 及項

事

- ホニハロイ三チトヘホニハロイ 等 \mathcal{O} 浄 化 機 能 維 持 上 関 する 事
 - 有水漁森河河干害産場林川川潟 に お ける流 況 \mathcal{O} 調 整 及 びび 土 向 備砂 のに 適 正 な管 項理項 に 関 はする 事

項

- 海 岸、 の、向港 湾 及 び 漁港 \mathcal{O} 事項整 に 関 す る事
- 生 機 能 上に関 はする事
- 関する 進 項
- 動動のの 植植 物の増工産力の 帰属という場合に関う場合に関う 養殖 \mathcal{O} 項 推 に 関 す る 事 項
- はする事
- 前 号に 掲げる事 項に 係る次に 掲 げ る事業 0 実施 に 関する 事 項

する事

- 下 水道、 備 関
- ~ 0 及び八代海等の海域の環境の保全及び関連施設の整備に関する事業の保全及び整備に関する事業の保全及び整備に関する事業が開連施設の整備に関する事業が関連施設の整備に関する事業が関連を表する。 に 関 す る 事
- 漁河海場川域 業場 \mathcal{O}
- 漁 関

兀

有

明

関に 関 県 す る海事及 事 及 項 び 県計画[、] [を定 \Diamond 5 \aleph 市 か 5 意 見 を 聴 な け な

び

改

善

並

び

に

当

該

海

域

に

お

け

る

水

産

資

源

 \mathcal{O}

口

復

等

よる

漁

業

 \mathcal{O}

振

興

0)

た

め

0

調

査

研

究

- 関 係 係 県計画[、] を定め、 ようとするときは、主 務 大臣 議関 し、病 そ町 の村 同 意 を 得 な け れか ば な られ なば いな
- 主務 大 県 は、 前項 \mathcal{O} 協議 は、 それ れぞれの気に協議 係行政に 和 が 义 係市町はなけれる るよう 慮 す
- 6 5 4 3 主務 大 は、 第 四 を項 0 同 に協 議 村れ にば な配 5 な ない。も
- 8 7 関係 項県 かは臣臣は、 ら 前県預計 Ĵ 画 で での規定は、見を定めたときな 紀定は、県計画の変更について準用する。 れたときは、遅滞なく、これを公表するとともに意をしようとするときは、関係行政機関の長いなするに当たっては、それぞれの県計画の調. 関 通 知 L

れ

ば

なら

六 事 0 実 施

第 実 施 す るも 県 計 のとする。 画 に 基づ 事 業 は 当 該 事 業 に 関 する 法 律 (これに基づく命令を含 む。 0 規 定 に 従 玉 地 方 公 共 寸 体 そ 0) 他 0)

者

が

進 協

七 1りつつ、 主務大臣 その実施を促進するために必要な協議を行うため、 係行 機 関 0 長及び関 県の 知 事 (以下この条に 促進協議会を組織することができる。 おいて「主務大臣 等」という。)は、 それ ぞ れ 0 県 計 画 0 調 和

- 2 前項の協議を行うための会議を図りつつ、その実施を促進す (次項において「会議」という。) は、主務大臣等又はその指名する職員を ŧ 0 て 構 成する
- 5 4 3
- 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。第二項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。会議において協議が調った事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

\mathcal{O} 補 助の割合の特 例)

第八 る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。ち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号)第四条第一項 に規定する漁港漁場整備事業(同項第二号 に掲げるものに限る。) 県計画に基づいて平成十四年度から平成三十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港 に の 係う 漁場

第 九 しする。 により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。条 特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに当 関係県ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の 第四項において「引上率」という。) を乗じて算定するもの国の補助の割合に次 のの

1+0.1×調整率

2

- 前 項 \mathcal{O} 式において「調整 率 とは、次の式により算定した数値をいう。
- $75+0.25 \times$ 46— 当該県の財政力指数 (財政力指数が0.46を超 Nr N \sim きは0.46)

- 3 L 政 収入額を同法第十一条 の規定により算定した基準財政需 前 \mathcal{O} 式において「財政力指数」とは、地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号0.46-すべての題窓渠のうち母屡力益数が剰ぼの題窓渠の母屡力益 (昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条 の規定により算定した基準 要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に 係るものを合算
- 農林水産大臣は、引上率を算定したものの三分の一の数値をいう。 引上率を算定し、 関係県に通知するものとする。

第八条 政令で・ 定 の規定により 特定事業に係る経費に対 L て 国 が 通 常常 0 補助 0 割合を超えて補助することとなる額の交付に関

地地 -一 方 条 債 に 2 方い て の配 慮

資 金事 地 情公 及共び団 当該地 方計 公典を 寸 達 体成 中の財政状況が成するために行 が許す限り、特別の配慮行う事業に要する経費に をするも 充てるために起こす \mathcal{O} とする。 地 方債 に 0 1 て は 法 令 \mathcal{O} 範 囲 内 に お

へ 資 金 の確 保

よう努め なけれ、 れ .ばならない。 県計画に基づいて 行う漁 業 \mathcal{O} 振 興 \mathcal{O} た め 0) 事 業 そ 0) 他 の事 業の 実 施 に関 Ļ 必 要な資 金の 確 保 そ 0) 他 0 措 置 を講ずる

(下水道 0) 整備

第十三条 他 排 水 処 理 施 設 \mathcal{O} 整 備 そ 0 他 有 明 海 及 び 海 \mathcal{O} 海 0

2 重 M点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百mに質の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。-三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その:-三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その: (昭和四十五年法律第百三十八号) 第 +匝 条 0) 八 第 項 0) 規 定 に ょ る 生 活 水 対 策

0

第

・四流に条物 必 |要な措置を講ずるよう努めなければなら||国及び地方公共団体は、||有明海及び八代||除去等) な 海等の海域等に お 1 て、 漂流 物 0) 除 去 その 他 広 域 的 な 海 域 0) 環 境 0) 保 全 及 び 改 \mathcal{O}

第 () い改善 る河川 多善を 五川条の 。図るため、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない、管理者をいう。)及び同法第四十四条第一項 に規定するダムを設置、 河川管理者(河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第七条流況の調整) ダムの目的に支障のない範囲内におい に規定するダムを設置する者 (同法第百条 にお は、 有明海 て、 河川の流 及び て準用する場合を含む。)に規 八代海 |沢の調整に努めなければならな代海等の海域の環境の保全及び中用する場合を含む。| に規定す

第十 十六条 国及び戦森林の保全及び敷 整 |備に努めなければならない|| 国及び地方公共団体は、保全及び整備) ない。 有明海 及び 代海等 0 海域 に お け る水産 動 植 物 0 生育 環境の 保全及び 改善 を図る ため、 0) 全

水 物の

第十 -七条動 玉 及種び苗 地方公共団生の放流等) 体 は、 有 崩 海 及び八 八代海等 0) 海域 に おける水産 動 植 物 0 増 殖 及び 養 殖の推進を図るため、 水 産 動 物

0

種

苗

流 殖 場 \mathcal{O} 改 善 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず るよう努 め な け れ ば な 5 な

研 究 \mathcal{O}

を 义 る 玉 た 及実 \otimes び施 関及 次 係び に 県 体 掲 は げ 等調明備 の査海 海を及び う ノととも、 \mathcal{O} 海 そ 域 のの 関 結 環 果 境 をの に調公保関査表全 す 及 るびも改 \mathcal{O} 善 とす 並 び る に 当該 海 域 に お け る 水 産 資 源 0 口 復 等 に ょ る漁 業 0

- 干 潟 لح 有 明 海 海る \mathcal{O} 関 係 に する
- 潮 流 潮 汐 等 八する水の江海等の海域の 環 負境 と \mathcal{O} と関係 す 境のる と環調 の境査
- 有 明 海 及 Ç 汚 濁 荷 量 域 該 の海 環域 に関 に す る 調
- 有 明 海 及 U \mathcal{O} 流 況 لح 当 該 海 関係の 関係 す る関 調

有 八 \mathcal{O} 流 る と 海 域 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 関 係查 に 関 す る

土 砂明 の海 採 及 取び لح と域 る

九八七六五四三二一振 明 海 及 当該海道の間がある河川の 域水環に塊境 等 お のけののに 海る発関お域水生係け の産機に 環資構関森境源に対象 と関 で関る で関る を 変 当係調 該に査

るの防 措推除国 置進技及前有有 を及術び 各 明 びの関号海 ずそ開係に及 (代海等の海域の環境と 海等の海域に流入する河海等の海域に流入する河海等の海域に流入する河海等の海域に流入する河海等の海域の環境と るもののほか、有明海 るもののほか、有明海 での他の有明海及び八代海等の海域の環境と での他の有明海及び八代海等の海域の環境と での他の有明海及び八代海等の海域の環境と 等の推八 のの推 措海置域 代 進 海等 等 並のを びに有明れるで図るため 全の 及 漁 び 業 並 改者 善 等 並とびの のに連 海関 海域に消滅を含 域す にる お調 流入する水で 産資源 汚産調質 負源研す 荷の究る 量回の調 の復体査 等 制 量にの の係整 削る備、

剤 用

講

等

海

及

び

代

海

等

総

資

肥九処 料条理 \mathcal{O} 適有の 正明適 な海正 使及び使 等 八 当海 海域の海 環域 境に のお 保い 全て に水 つ産 い動 て植 適物 切の な養 配殖 慮の を事 し業 なけ れむ ば者 ならない なの いり \mathcal{O} 品 質 \mathcal{O} 向 \mathcal{O} た \Diamond 使 用 す る 酸 剤 及

す 努国の め及発 なび生 け地方防 ば公止 な共団 な体 いは、 自 然 災 害 \mathcal{O} 発 生 を 防 止 するた め、 指 定 地 域 に お け る 河 Ш 海 岸 港 漁 港 林 \mathcal{O} 備 進

害 等 に

十潮 を条に 受よる る 及 漁 水 び業地被 産 業者そ 方 公共 の団係 他の関係る支援 | 有明海及び八仏 代 海 必等 要の な海 資 域 金に のお 確い 保て 又 赤 は潮 そ等 のに 融通のない あ業 被 0 せ害 んが に 発 努め 生 なけ た場 れ 合 ば に なら お 1 7 は、 \mathcal{O} 経

究 赤開潮

発の

2 海等 国及び \mathcal{O} 海 地 域 方公公 に おけ 共団 る赤 |体は、 潮等に 代 による漁 替となる養殖 業被害を回 漁場等の施 避 するため 設 0 整 に 必 備 要 な措 赤潮 置を講 の除去に係る措置 ずるよう 努め 0 なけ 実施 れ 等に対する支援その ばならな 他 1有明 海及び八代

(赤 潮等による漁業被害者等 \mathcal{O} 救 済

第二十二条 有の救済について 国は、有明治 明海及び . て、 当 ラ努めなけ でにおいて が出業被害 業被等 徐被害に! の海域に 係る損害 損失の補てんそのおいて赤潮等によ 0 より著しい漁業被害が発生した場合に 他 必要な措置を講ずるよう努め なけ おい れ ば なら ては、当 該 漁業被害を受け

2 国は、対国は、対 他必要な措置を講ずるよう は、 前 項 規定 する場 一合に れ 漁業者 はならな 以外の 関 係事 業者等 0 救 済 に V 事 ·業の 再 建 に対する支援 雇 用 0 機 会の 確保そ

及

域の環境の 第二十三条 の保全及び改善に関する知事国及び地方公共団体は、 知識の普及を図るよう努めなければならない。、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るため、 指 定地域の 住民等 に 対 当該海

第 (有 十 明 四海 環境省に、 合調 査 評 価委員会)

条 有明 海 代海等 総合調 査 評価 三委員 会 (以 下 「委員会」という。)を置く。

第二十五条(委員会ので

国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的-五条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。(会の所掌事務等) な調 查 の結果に基 づ 1 て有明海 及び 八代 |海等の 再生 に に係る評 価を行うこ

主務大臣 等に意見を述べ ること。

2 その他必要な協力を求めることができる。 委員会は、その所掌事務を遂行前号に規定する事項に関し、 するため に必要があると認めるときは 関係行 政 機関 0) 長に 対 L 資料 0) 提 出 意見の 表 明 説 明

上、環境大臣が任命する。第二十六条 委員は、環境(委員の任命) 環境の保全及び改善又は水産資源 0 回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうち から、 主 務大臣と協 議の

委任

第二十七条(政令へのも 前三条に規定するもののほか、 委員会に関し必要な事項は、 政令で定める。

(主務大臣

第二十八条 この 法律 に におけ る主務 大臣 は、 総務大臣、 文部科学大臣 農林 水産 大臣、 経済産業大臣、 国土交通大臣 及び環境大臣とす

附 則 抄

ん施 日

1 (施行期) 法 律 は、 公 布 0) 日 か 5 施 行 する。

(適 用)

2 (見直し) 平成十四年度以降に繰り越されたものに2 第八条から第十条までの規定は、平成 ついては、なお従前十四年度の予算に係 の例によれる国のは はる。 カュ 5 適 用 し、 平 成 十三 年度までの 子 · 算に 係 る国 \mathcal{O} 助 金で

果を踏まえ、必要な見る。この法律は、この法 兄直しを行うな伝律の施行の口 ₺ 目 のか 5 とする。 Ŧī. 年以 内 に、 この 法 律 0 施 行 の状 況及び第十八条第 項の規定により 行う総 合 的 な調 査 \mathcal{O} 結

附 則 平 成 九 年 五. 月三〇 日法律第六一 号) 抄

施施

第一 条 この: 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 から 施 行 する。

第 (七 政 条令 へ 前 の 前条に規定するものの委任) \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 ک \mathcal{O} 法 律 の施 行に 関し 必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則 (平成二二年五 月 \bigcirc 日法律第三一号) 抄

第一条 この (施行期日) この 法律は、 公 布 \mathcal{O} 日 から起算し て 一 年を超えない範囲内に おいて政令で定める日から施行する。 ただし、 第 条の規定

大

二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法部分を除く。)を除く。)、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第一気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定(同条第一号及び第二号に係 第十 第

附 則 平 成 二三年八 月一二日法律第九七号) 抄

(施行期 日)

1 こ の 法律 は 公 布 0) 日 から 施行する。

(適用)

直し等)

2 この 越されたも 定事業のうち新法第二条第三項の 法律 平成二十三 に による改 0 一年度の予 つい Œ ては、 後 0) 有 算に係る国の補助金から なお従前の例による。 明 海及び 有 明海及び 海 等 を 代 再 海に 適 生するため 用し 隣接する海面の海域に係るものに 成二十二年度まで 0 特 別 措 置 に 関する法 0) 予算に係る国 律 以 つい 下 7 は、 0 新 補助金で平成二十三年度以降に 法 新法第 V . う。 条から第十 第八 、条に 条までの 規定する 規

4 3 よる漁業被害が発生した場合においては 新法第二条第四 項に規定する場合におい 項 0 有 明 海 及び ては 八 国及び地方 代 海 等の 海 新法に規定する施策に係る海 公共団 域 に隣 体は 接する海域 同項の規定による見 に おい て 域の範囲に 新たに有明 直 ついて 海又は 速やかに見直しを行うものとする。 代 海

害に関し、 様の措置を講ずるよう努めるものとする。 赤潮等による漁業被害等に係る支援 赤潮等による漁業被害者等の救済等につい しが行われるまでの 新法の規定により講ぜられる措置と 間 該 赤 潮等による漁業被

0

海 域

0

環境に

起因する赤潮

有明 成海 海 等 総 合調 查 評

平 十四年十一 月二十九日

政令第三百五十五号) 価委員会令 最終改正 .. 平成二三年八月一二日政令第二六〇号

今回 改 正 部分はアンダーライン

内 閣 政 令を は、 制 有明海及び 定する。 八 代海 を再生 す Ź た め の特 別措 置 に 関 する法 律 伞 成 + -四年 法律第百二十号) 第二十七 条の規定に基づき、 この

組 織

第一条 有 明海 海 等 総合調 査評価委員会(以下「委員会」という。) は、委員二十人以内で組 織 する。

- 2 委員 会に、 事項を調査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。
- 3 員会に、 専別の 事項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

第二条 上、環境大臣が任命する。第二条 臨時委員は、環境の(臨時委員等の任命) 環境の 保全及び改善又は 水産 資 源 0 口 復等に 関し十分な 知 識と経 験を 有する者のうち から、 主務 大臣と協 0

2

門委員 は 当該 専門 \mathcal{O} 事項に 関し十 -分な 知 流識と経 験を有する者のうちから、 主務大臣と協議の Ļ 環境大臣が 任 命する。

(委員

2 委員長は、会務を総理し、委員第三条 委員会に、委員長を置き、 委員の互選により選任する。

委員会を代表する。

3 委員長に 事故があるときは、 あらかじめその指名する委員 が、 そ 0 職務 を代理する。

(委員 0 任期等)

第四条 委員の任期は、 期は、 前任者の 残任期間とする。

- 2 時委員 は、 解任されるものとする。
- 3 門委員は、 臨 時委員及び専門委員は、 - 員及び享見をでし、 …・ 「その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したといま、 平…その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 非常勤とする。 解任されるものとする。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部 会に属すべき委員、 委員長の指名する委員がこれに当たる。 臨時委員及び専門委員は、 委員長が指名する。
- 4 言会長は、 部会の事務を掌理する。

3

部

会に部会長を置き、

- 6 5 委員 第三条第三項の規定は、 会は、 その定めるところにより、 部会長に準用する。 部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(議事)

第六条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、 会議を開き、 議決をすることができない。

2 ろによる。 委員会の議事は、 出席した委員及び議事に関係のある臨 時委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 委員長の決するとこ

3 前二 一項の 規定は、 部会に 準用 でする。

(幹事)

第七条 委員会に、幹事を置く。

- 2 のうちから、 環境大臣が任命する。
- 幹事は、 委員会の所掌事務につい関係行政機関の職員のう て、 委員及び臨時委員を補佐する。
- 幹事 は、 非常勤とする。

3

第八条(庶務) 委員会の庶務は、 環境省· 水 大気環境局 水環境課にお **\ て処理する。

第九条則) 前各条に定めるも 0) のほ か、 委員会の運営に関し必要な事項 は、 委員長が委員会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、 公布 の日 から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十六条 政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。) 環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、 のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、 相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。 この政令の施行前に環境大臣が法律の 規定によりした登録その他 の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後 届出その他の行為(この 相当の地方

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の 適用につい ては、 なお 従前の例による。

しなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、

手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、

当該法律の規定を適用する。

よる改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその

提出その他の手続をしなければならない事項(この政令に

この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、

附 則 (平成二三年八月一二日政令第二六〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

提出その他の手続を